

令和3年度 第1回千葉県建築審査会議事録

1. 会議の日時及び場所

日時：令和3年5月26日（水）午後2時から午後2時30分まで

場所：千葉市中央区中央1-11-1 三井ガーデンホテル千葉3階「飛鳥」

2. 出席した委員の氏名

上野武委員、宇於崎勝也委員、石井慎一委員、芦谷典子委員、子安正宏委員、前島彩子委員

3. 議事の案件名及び結果

・同意案件

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可2件が同意された。

案件番号	案件名	敷地の所在	建築物の用途	結果
1	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	鎌ヶ谷市	一戸建ての住宅	同意
2	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	東金市	一戸建ての住宅	同意

4. 議事の経過（公開審議）

（1）案件第1号

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について（鎌ヶ谷市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

委員・・・当該空地は南北に通り抜けできるが、申請部分としては北側の道路接続部分から申請地までということか。

事務局・・・そのとおり。今回は申請部分に接する関係宅地で協定を結んでおり、今後申請部分より先の宅地で建替えを行う場合は、関係する宅地で新たに協定を結ぶ形になる。

委員・・・既存で建築主事のただし書により建築したものがあるが、それについても今後の建替えの際に協定を結ぶことになるのか。

事務局・・・そのとおり。

委員・・・当該空地の整備や維持管理は、当該空地に接する関係宅地の住民が費用を負担して行っているのか。

事務局・・・当初の整備は市が行ったが、維持管理は関係する住民が道路管理組合を組織し、行っているとのことである。

- 委員・・・当該空地は関係宅地の住民がそれぞれ所有しているのか。
- 事務局・・・そのとおり。敷地の前面から空地の中心までの部分をそれぞれが所有しているとのことである。
- 委員・・・建替えの都度に協定を結ぶとのことだが、関係者全員が協定を結び、当該空地全体を申請空地にすることはできなかったのか。
- 事務局・・・今回は全員での協定は難しく、申請部分までとのことである。
- 委員・・・他になければ同意とする。

(2) 案件第2号

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について（東金市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

- 委員・・・申請敷地は協定締結時から更地のままか。過去に建築物があった経緯などはあるか。
- 事務局・・・更地のままである。過去に建築物があった経緯はない。当該地は隣接する宅地の所有者の家族が所有している。
- 委員・・・隣接する宅地から分筆したということか。
- 事務局・・・元々筆は分かれていたとのことである。
- 委員・・・終点に水路があり、転回広場などの設置ができず、位置指定道路は難しいということか。
- 事務局・・・そのとおり。
- 委員・・・他になければ同意とする。

以上